

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◆ 相続税と時効

Q: 相続税にも時効はあるのでしょうか。

A: 過少申告の場合は申告期限から3年、無申告の場合は申告期限から5年、仮装、隠ぺいによる場合は申告期限から7年となっています。

【解説】

税務署は、納税者からの請求がなくても申告書に誤りを見つけたときは税額を訂正することができます。税額を増やす訂正を「増額更正」、減らす訂正を「減額更正」といいます。申告書を提出すべきなのに提出しなかった者に対しては、調査して所得金額や税額を決めることができます。これを「決定」といいます。

これらの更正や決定といった処分は、いつまでもできるというわけではなく、期限が定められています。この処分ができる期間のことを「除斥期間」と呼んでいます。

相続税の除斥期間は、納税者の申告態様によって次のようになっています。

- (1) 過少申告の場合……申告期限から3年
- (2) 無申告の場合……申告期限から5年
- (3) 仮装、隠ぺいによる過少申告又は無申告の場合……申告期限から7年

このように、偽ったり、隠したりして、不正に税金をごまかしている場合の除斥期間は、申告期限から7年もの長期に及んでいます。7年の間には、必ず税務署の調査があるでしょうし、その調査技術も、相当高くなってきています。まずは、適正な申告を心掛けたいものです。

